

札幌市における成年後見制度利用促進基本計画の策定について

1 札幌市成年後見制度利用促進基本計画の策定体制について

成年後見制度利用促進基本計画(以下「利用促進計画」)の策定にあたっては、成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下「利用促進法」)で、「成年後見等実施機関及び関連事業者、その他関係者の連携に留意すること」とされているほか、当該制度に関する専門的な事項について審議する必要がある。

そのため、札幌市地域福祉社会計画審議会(以下「審議会」)の専門部会として権利擁護部会を設置し、利用促進計画の策定を進めていく。

【参考】 審議会及び権利擁護部会の組織イメージ

札幌市地域福祉社会計画審議会(地域福祉に関連する関係者で構成)

地域福祉社会計画に関する調査及び審議

権利擁護部会(札幌市附属機関設置条例第6条第1項により設置)
(成年後見制度に関連する福祉関係者や法律分野の専門職で構成)
成年後見制度利用促進基本計画に関する調査及び審議

【札幌市附属機関設置条例第6条】

第1項 附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、部会その他これに類する組織を置くことができる。

第2項 附属機関は、その定めるところにより、部会等の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

2 利用促進計画策定の背景

成年後見制度の利用状況は、認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない等の課題があり、国は2016年(平成28年)5月に利用促進法を施行、2017年(平成29年)3月に成年後見制度利用促進基本計画(以下「国基本計画」)を閣議決定した。

国基本計画等では、市町村に対し、当該制度の利用促進に係る施策についての計画策定に努めるよう規定されており、札幌市としても必要な措置を講じていく。

3 札幌市の成年後見制度の利用状況等

札幌市における成年後見制度利用者数は、2019年(平成31年)4月1日時点で約2,700人であり、2018年度(平成30年度)における申立て件数は約350件である。

一方で、当該制度の潜在的な利用者である認知症高齢者、精神手帳及び療育手帳所持者は約11万人であり、今後ともその増加が見込まれることから、権利擁護支援を要する人の発見や支援に資する体制を整えていく必要がある。

4 市町村に求められる役割

国基本計画では、市町村は2021年度(令和3年度)までに、以下の体制整備に取り組むこととされている。

(1) 合議制の機関の設置

札幌市附属機関設置条例により、成年後見制度の利用の促進に関する事項を調査及び審議する機関として、2019年(平成31年)4月に審議会を設置済み。

(2) 利用促進計画の策定

当権利擁護部会で、利用促進計画策定に係る審議を行い、2020年(令和2年)10月の計画策定を目指す。

(3) 成年後見制度における地域連携ネットワークの整備

国基本計画において、地域連携ネットワークとは、権利擁護支援が必要な人の発見・支援等を実現する事を目的に、保健・医療・福祉・法律の専門職等が連携し、以下の要素によって構成される体制と規定されている(別紙のとおり)。

ア) 中核機関

地域連携ネットワークの整備・運営を行うための中核となる機関であり、「協議会」の事務局としての役割も果たす。また、当該制度の周知・啓発や相談対応、本人を見守る体制の調整等の機能を担うものとされている。

イ) 協議会

専門職団体や関係団体が連携を強化し、各団体が自発的に協力する体制を進める合議体。協議会では、「チーム」への法律的・福祉的支援や、困難ケースへの対応等を協議するものとされている。

ウ) チーム

後見人と医療・福祉・地域等の関係者が協力して、日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みとされている。